

# 宇土市ウォーターP P P導入可能性調査業務委託

## 特記仕様書

宇土市上下水道課

令和7年4月

## 1 概要

### 1.1 業務名

宇土市ウォーターP P P 導入可能性調査業務委託

### 1.2 履行期間

契約締結日から令和8年3月18日まで

### 1.3 業務の対象範囲

- (1) 水道事業(市内全域)
- (2) 公共下水道事業(宇土処理区)
- (3) 漁業集落排水事業(戸口地区)

## 2 業務内容

本業務は、宇土市（以下「本市」という。）の水道事業、公共下水道事業及び漁業集落排水事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントするウォーターP P Pの導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。なお、検討については、令和6年度国土交通省において実施された業務である「下水道分野におけるウォーターP P P等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果を十分に参考して行うこと。

### 2.1 現状把握、分析、課題の整理、対応策の検討

#### (1) 資産、財務等の基礎資料に基づく現状把握

本市が提供する基礎資料から、各事業の計画、施設、財政、組織体制、民間委託等の現状を把握し、整理する。基礎資料については以下を基本とし、その他必要となる資料は協議の上決定する。

#### ① 計画に関する基礎資料

- ・最適整備構想（集落排水）

#### 【水道】

- ・経営戦略
- ・水道ビジョン
- ・アセットマネジメント
- ・耐震化計画

#### 【下水道】

- ・経営戦略
- ・全体計画
- ・事業計画
- ・ストックマネジメント計画

#### ② 施設に関する基礎資料

- ・固定資産台帳
- ・設備台帳

- ・管路台帳
- ・工事台帳
- ・各施設の点検、調査、修繕、改築等履歴
- ・外部委託等発注台帳
- ・維持管理業務の仕様書等
- ・機能診断調査結果（集落排水）
- ・その他施設運転に関する各種データ

### ③ その他基礎資料

- ・予算書、決算書
- ・職員数の推移
- ・苦情要望件数
- ・「下水道分野におけるウォーターP P P等の案件形成に向けた方策検討業務」  
成果品（令和6年度国土交通省実施）

## (2) 現状分析、課題の整理

基礎資料に基づき、各事業の現状及び将来の事業運営を踏まえた問題点を抽出し、課題を整理する。

### ① 現状分析

基礎資料に基づき、ヒト（人材）・モノ（施設）・カネ（財政）等の分類で現状を分析する。現状分析において主に確認すべき事項、項目等については以下を基本とする。そのほか業務を遂行する上で必要と考えられる事項、項目等は受託者の裁量によって分類することを差し支えない。

- ・事業環境に関すること
- ・施設の維持管理、劣化状況、投資状況等に関すること
- ・組織、人員（職員数、技術者数、委託状況）に関すること
- ・財政状況（収益性、安全性）に関すること
- ・その他

### ② 課題の整理

現状分析によって抽出した問題に対する現時点及び将来的な課題を整理する。

課題については、取り組むべき重要度及び対応時期を設定し、事業全体としての優先順位付けを行う。

## (3) 対応策の検討

課題に対する対応策、対応可否（実現性）、対応時期等を整理し、各課題に対する取組として直営として対応すること、官民連携等により対応することを整理する。

## 2.2 事業スキームの検討、事業条件の検討

### (1) 事業スキームの検討

上下水道事業において用いられている官民連携手法の事例等を整理し、本市の課

題解決に有効と想定される官民連携手法を検討する。また、本事業を受託する民間事業者等に求める組織形態や、事業範囲について検討する。

#### (2) 各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討

本事業で想定されるリスクを抽出し、そのリスクについてどのような官民分担が適切であるかについて検討する。

#### (3) VFM(Value for money)計算

本市の直営での実施や従来の仕様発注での概算事業費と、官民連携事業手法で実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを計算する。算定にあたっては、定量的な評価のみならず、客観性のある定性的なメリットを加味して、総合的なVFMを算定する。

また、可能な限り各検討段階の状況を適切に反映し、段階的に評価する。

### 2.3 マーケットサウンディング

本市上下水道施設の工事や、修繕、維持管理を行っている事業者を中心に、想定される事業スキームに関係のある事業者に対して広くアンケート、ヒアリング等を実施し、事業者の参画意向や、本事業スキームに関する意見、課題等を募集及び調査する。

#### (1) ヒアリング準備

ヒアリングの方法、対象事業者の選定、内容及びスケジュールについて、本市へ提案し、協議のうえ決定する。

#### (2) ヒアリング実施

協議、決定した内容に基づき、事業者へのヒアリングを実施する。ヒアリング方法については参加者全社を対象とした書面等によるアンケート及び数社抽出した個別の対話によるヒアリングを1回以上行う。対話によるヒアリングはアンケート結果を踏まえた事業者を選定することを基本とする。なお、対話ヒアリングには本市の立会の上で行う。

#### (3) ヒアリング結果の整理、スキーム等の反映

ヒアリングした結果について整理し、資料にとりまとめる。また、ヒアリングの結果に基づきスキーム案の修正を図る。

### 2.4 比較検討

これまでの検討を踏まえ、各事業の課題を官民連携事業により解決可能か、課題への対応毎に官民連携手法の組合せを考慮した事業スキームについて比較検討を行い、事業の実施に向けたスケジュール、課題等を整理する。

#### (1) 導入効果整理、導入範囲検討

・整理した業務について、ウォーターPPP導入の効果を検証し、費用の削減効果や費用面以外の効果（カスタマーサービス向上など）を検証すること。

・本市上下水道事業において、ウォーターPPP導入が効果的と考えられる導入範

囲を整理し、導入案を作成すること。

・導入案は複数作成し、それぞれの導入効果や課題、概算委託費用等について比較検討すること。なお、比較検討にあたっては出来る限り定量的な指標を用いて整理すること。

## (2) 導入工程検討

本市では令和10年度からウォーターPPPを実施することを想定しており、これを前提として導入までの大まかなスケジュールや、導入までに検討が必要な課題について提案、助言を行うこと。

## 2.5 報告書の作成

本業務で収集した資料、官民連携手法の導入可能性調査に係る各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、導入可能性調査の概要版を作成すること。

## 2.6 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間4回、完了時の計6回を基本とし、原則として対面形式により行う。なお、基本協議のほか、必要に応じて打合せを行う際にはオンライン協議も可とする。

## 3 提出書類

(1) 受託者は、本市が指定した様式により、契約締結後、関係書類について指定期日までに本市に遅滞なく提出しなければならない。

(2) 受託者は、本市に提出する書類のうち様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、本市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(3) 受託者は、契約締結後7日以内に次の書類を作成し、提出すること。

① 業務着手届

② 管理技術者、照査技術者、担当技術者届

(4) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、業務計画書には次の項目を記載するものとする。

① 業務概要

② 業務実施方針

③ 業務工程表

④ 業務実施体制・連絡体制

## 4 成果物

本業務の履行により確認した事項や助言などにより作成した資料、意見書、調査の結果等により、官民連携の導入可能性について総合的に取りまとめ、以下の成果品として本市に提出すること。なお、成果物の電子データ(Microsoft Office®等の編集可能なもの)を格納した電子記録媒体も添付すること。

- (1) 報告書 2部
- (2) 報告書(概要版) 2部
- (3) 報告書(資料編) 2部
- (4) 協議議事録 2部
- (5) 電子記録媒体 2部

## 5 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 令和6年度下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討業務報告書(宇土市)
- (2) 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン
- (3) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン
- (4) 上下水道分野における民間提案の手引き
- (5) 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版
- (6) 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A

## 6 その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務を行わなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。